



発行所
熊本日新聞社
〒860-8506
熊本市世安町172
代表(096)361-3111
© 熊本日新聞社 2010

号外

ご購入のお申し込み ☎0120-374625
詳しくは熊本日新聞
朝刊をご覧ください

小沢氏 強制起訴へ

陸山会虚偽記入 検審、2回目議決 規正法違反罪



検察審査会から強制起訴すべきと議決された小沢一郎民主党元幹事長

資金管理団体「陸山会」の土地購入をめぐる収支報告書虚偽記入事件で、東京第5検察審査会は4日、2004〜酸年分の政治資金規正法違反容疑で告発され、東京地検特捜部が不起訴とした小沢一郎民主党元幹事長陸山会を強制起訴すべきだと議決した、と公表した。議決は9月釀日付。

第5検察審査会の議決は、審査員酬人の全員一致で「起訴相当」とした4月以来2回目。東京地

裁指定の検察官役の弁護士が規正法違反罪で起訴する手続きに入る。小沢氏の刑事責任が法廷で争われることになった。

第5検察審査会は7月末で審査員全員が任期を終えて入れ替わり、法的助言をする補助員の弁護士も代わっていた。

酸年分については第1検察審査会が7月に「不起訴不当」と議決。再捜査を求められた特捜部は9月、再び不起訴としたことから、酷〜酸年分を審査対象とした第5検察審査会の2回目の議決が焦点だった。

特捜部は2月、陸山会の土地購入費に充てられたとされる小沢氏からの借入金4億円を酷年分報告書に、返済金4億円を酸年分報告書に記入しなかつたなどとして、衆院議員石川知裕被告陸山会ら元秘書3人を起訴。小沢氏は嫌疑不十分で不起訴とした。

